

(別記)

京丹後市網野まちなか再生・活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 網野庁舎跡地を活用したまちなか再生と網野地域（網野町域全体をいう。以下同じ。）の活性化を図るため、（仮称）網野交流センター・交流広場整備基本計画（以下「基本計画」という。）及び京丹後市都市計画マスタープランを踏まえ、その整備に向けた具体的な検討を進めるため、京丹後市網野まちなか再生・活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本計画を踏まえた基本設計方針の検討及び策定に関すること。
- (2) 網野地域の活性化の検討に関すること。
- (3) 前号に定めるもののほか、網野庁舎跡地の活用に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 網野町区長連絡協議会の代表者又は推薦のあった者
- (2) 産業団体、社会福祉団体、その他団体の代表者若しくは役職員又は推薦のあった者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が特に適当と認める者

2 市長は、必要に応じて、第2条に掲げる所掌事項に関し助言等を行うアドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から1年以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、その任期を延長することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員数の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(分科会の設置)

第7条 協議会は、第2条第1号に係る所掌事項について、迅速に検討を行うため、分科会を設けることができる。

- 2 分科会は、協議会の委員のうちから委員長が選任する者をもって組織する。
- 3 分科会に座長及び副座長各1人を置き、分科会の委員の互選により決定する。
- 4 座長は、分科会の会務を総理し、分科会を代表する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 分科会の会議は、座長が招集し、座長がその議長となる。
- 7 座長は、必要があると認めるときは、分科会の委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 8 座長は、検討を終えたときは、速やかにその結果を協議会へ報告しなければならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、建設部都市計画・建築住宅課都市・地域拠点整備推進室において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年7月23日から施行する。

(最初の協議会の招集)

- 2 第3条第1項に規定する委員をもって組織される協議会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。